

# 第4章

## 改正貸金業法の完全施行に向けた対応状況等に関する調査結果について

### 1 アンケート調査概要

#### 1 改正貸金業法の完全施行に向けた対応状況等に関する調査

##### ①調査目的

改正貸金業法の完全施行に向けた対応状況等を、借入利用者ならびに貸金業者それぞれについて把握することを目的とした。

##### ②調査方法

##### 1) 借入利用者への調査

調査対象	調査会社に登録している20歳以上のインターネットモニター
回答者数	・プレ調査 : 105,848名 ・一般消費者 : 1,000名 全国を7地域に分けて、性別、年代を人口構成に順ずる比率で抽出 ・借入利用者 : 1,000名 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高があり、総量規制に該当する500名と、総量規制に該当しない500名を抽出 ・特定利用者 : 専業主婦(主夫) : 500名 個人事業主 : 500名 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある、専業主婦(主夫) 500名と、個人事業主500名
調査方法	インターネット調査法
調査期間	平成21年8月25日～9月4日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社NTTデータ経営研究所

## イ 対象者別調査目的

プレ調査	借入利用者、専業主婦（主夫）、個人事業主を抽出するために実施する調査
一般消費者向け調査	一般的な消費者の、貸金業法改正に対する認知度等を把握するために実施する調査
借入利用者向け調査	現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある借入利用者の、貸金業法改正に対する認知度等を把握するために実施する調査
特定利用者向け調査	今回の貸金業法改正にて、相応の影響を受けることが想定される専業主婦（主夫）と個人事業主の、貸金業法改正に対する認知度等を把握するために実施する調査

## ロ 調査分析における留意点

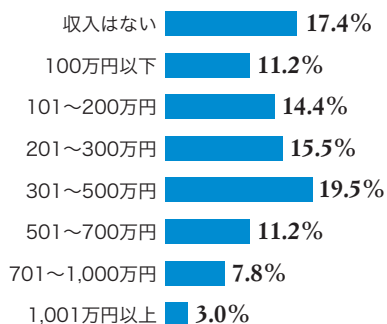
- 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答数」である。また、各集計表にある“(n=137)”等は、対象となる項目や集計区分における「回答者合計」を示している。
- 前項の「回答者合計」には、「無回答（＝回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者）」や「対象外等（＝分岐設問、あるいは、回答者属性によって、回答が必要ではない回答者）」を含めていない。

## 八 標本構成：個人年収

### ■ 一般消費者

(n=1,000)

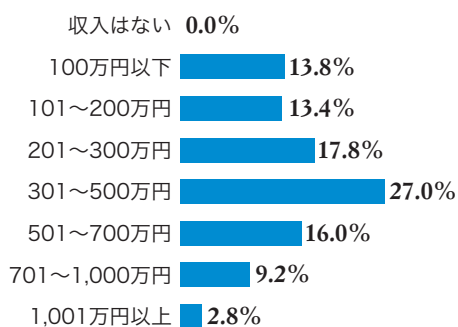
	回答数	%
収入はない	174	17.4%
100万円以下	112	11.2%
101～200万円	144	14.4%
201～300万円	155	15.5%
301～500万円	195	19.5%
501～700万円	112	11.2%
701～1,000万円	78	7.8%
1,001万円以上	30	3.0%
合計	1,000	100.0%



### ■ 借入利用者（総量規制「該当者」）

(n=500)

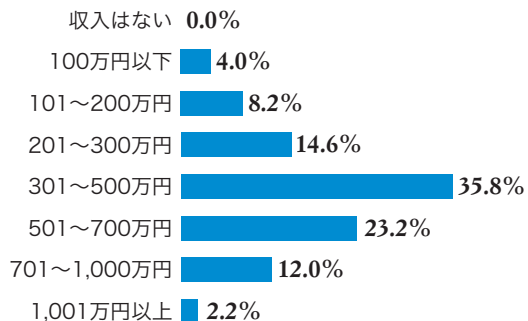
	回答数	%
収入はない	0	0.0%
100万円以下	69	13.8%
101～200万円	67	13.4%
201～300万円	89	17.8%
301～500万円	135	27.0%
501～700万円	80	16.0%
701～1,000万円	46	9.2%
1,001万円以上	14	2.8%
合計	500	100.0%



■ 借入利用者（総量規制「非該当者」）

(n=500)

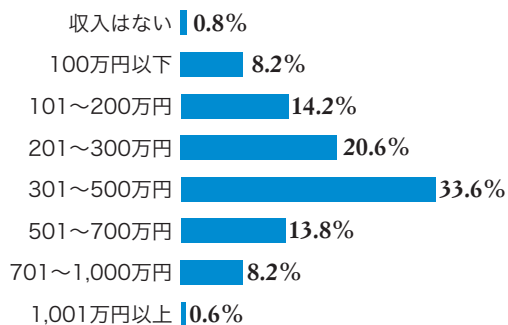
	回答数	%
収入はない	0	0.0%
100万円以下	20	4.0%
101～200万円	41	8.2%
201～300万円	73	14.6%
301～500万円	179	35.8%
501～700万円	116	23.2%
701～1,000万円	60	12.0%
1,001万円以上	11	2.2%
合計	500	100.0%



■ 個人事業主

(n=500)

	回答数	%
収入はない	4	0.8%
100万円以下	41	8.2%
101～200万円	71	14.2%
201～300万円	103	20.6%
301～500万円	168	33.6%
501～700万円	69	13.8%
701～1,000万円	41	8.2%
1,001万円以上	3	0.6%
合計	500	100.0%



## 2) 貸金業者に向けた調査

調査対象	一定の貸付残高規模の特定協会員67社
回答社数	59社（回収率88.1%）
調査方法	郵送調査法および電子メールによる調査
調査期間	平成21年9月18日～10月2日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部

(注1) 特定協会員の貸付残高合計は、全協会員の貸付残高の80%以上のカバレッジを確保。

### イ 調査分析における留意点

- 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答数」である。また、各集計表にある“(n=137)”等は、対象となる項目や集計区分における「回答者合計」を示している。
- 前項の「回答者合計」には、「無回答（＝回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者）」や「対象外等（＝分岐設問、あるいは、回答者属性によって、回答が必要ではない回答者）」を含めていない。

## 2 収入を証明する書類の提出依頼および取得状況に関する調査結果

### 1 貸金業者の収入を証明する書類提出依頼の有無および取得状況

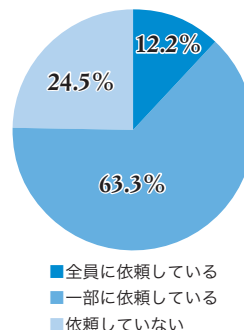
#### ①消費者向貸付（既存顧客）

消費者向貸付を行っている貸金業者に対し、既存顧客への収入を証明する書類提出依頼状況を調査したところ、「全員に依頼している」と「一部に依頼している」あわせて75.5%が提出を依頼していると回答し、うち「全員に依頼している」と回答した貸金業者は、12.2%にとどまった。

図表4-1 収入を証明する書類の提出依頼の有無および依頼対象（既存顧客）

(n=49)

既存顧客	選択肢	回答数	%
	全員に依頼している	6	12.2%
	一部に依頼している	31	63.3%
	依頼していない	12	24.5%
	合計	49	100.0%



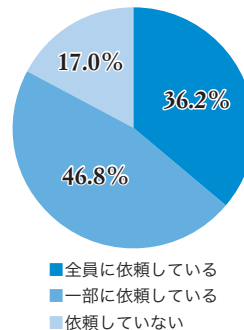
#### ②消費者向貸付（新規顧客）

消費者向貸付を行っている貸金業者に対し、新規顧客への収入を証明する書類提出依頼状況を調査したところ、「全員に依頼している」と「一部に依頼している」あわせて83.0%が提出を依頼していると回答し、うち「全員に依頼している」と回答した貸金業者は、36.2%となっている。

図表4-2 収入を証明する書類の提出依頼の有無および依頼対象（新規顧客）

(n=47)

新規顧客	選択肢	回答数	%
	全員に依頼している	17	36.2%
	一部に依頼している	22	46.8%
	依頼していない	8	17.0%
	合計	47	100.0%



### ③現在の収入を証明する書類の取得率および取得率見込み

貸金業者に対し、収入を証明する書類の取得率について、「提出依頼件数に対する取得率」と「取得必須顧客数に対する取得率」を確認したところ、それぞれ73.6%、83.9%の貸金業者が「取得率が50%以下」と回答しており、完全施行時（平成22年6月を想定）の収入を証明する書類の取得率見込みでは、「40%超～50%以下」、「50%超～60%以下」、「60%超～70%以下」、「70%超～80%以下」がそれぞれ17.6%とばらつきがある回答となっているものの、取得率80%以上と回答した業者は、14.7%にすぎない。

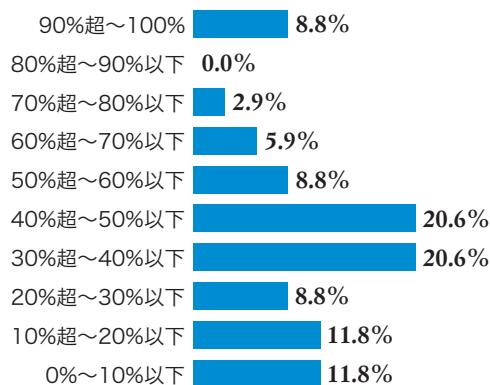
また、借入利用者に対して、直近1年間で収入を証明する書類提出要請の有無について調査した結果では、42.4%が提出を求められたと回答している。

内訳を見ると「収入を証明する書類の提出を求められたことがある（提出した）」が34.3%、「収入を証明する書類の提出を求められたことがある（提出しなかった）」が8.1%と、収入を証明する書類の提出を求められ提出した割合は、80.9%を占め、貸金業者の収入を証明する書類の取得率の調査結果と相違する結果となっており、借入利用者に対して、収入を証明する書類の提出依頼が正しく伝わっていない可能性があることが窺われる。

図表4-3 提出を依頼した件数に対する収入を証明する書類の取得率

(n=34)

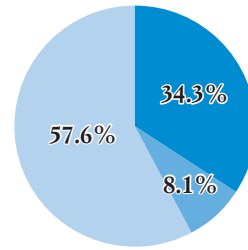
選択肢	回答数	%
90%超～100%	3	8.8%
80%超～90%以下	0	0.0%
70%超～80%以下	1	2.9%
60%超～70%以下	2	5.9%
50%超～60%以下	3	8.8%
40%超～50%以下	7	20.6%
30%超～40%以下	7	20.6%
20%超～30%以下	3	8.8%
10%超～20%以下	4	11.8%
0%～10%以下	4	11.8%
合計	34	100.0%



図表4-4 借入利用者（全体）の収入を証明する書類提出依頼の有無

(n=1,000)

選択肢	回答数	%
収入を証明する書類の提出を求められたことがある（提出した）	343	34.3%
収入を証明する書類の提出を求められたことがある（提出しなかった）	81	8.1%
収入を証明する書類の提出を求められたことはない	576	57.6%
合計	1,000	100.0%

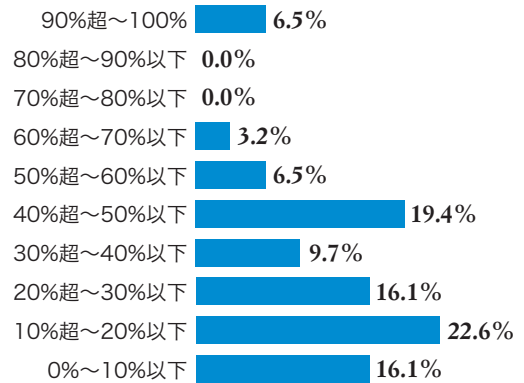


■ 収入を証明する書類の提出を求められたことがある（提出した）  
 ■ 収入を証明する書類の提出を求められたことがある（提出しなかった）  
 ■ 収入を証明する書類の提出を求められたことはない

図表4-5 取得が必須である顧客数に対する収入を証明する書類の取得率

(n=31)

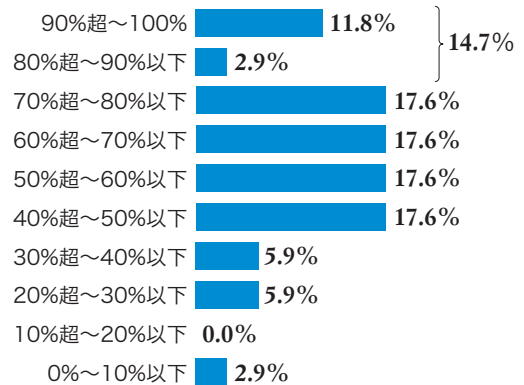
選択肢	回答数	%
90%超～100%	2	6.5%
80%超～90%以下	0	0.0%
70%超～80%以下	0	0.0%
60%超～70%以下	1	3.2%
50%超～60%以下	2	6.5%
40%超～50%以下	6	19.4%
30%超～40%以下	3	9.7%
20%超～30%以下	5	16.1%
10%超～20%以下	7	22.6%
0%～10%以下	5	16.1%
合計	31	100.0%



図表4-6 完全施行時（平成22年6月を想定）の収入を証明する書類の取得率見込み

(n=34)

選択肢	回答数	%
90%超～100%	4	11.8%
80%超～90%以下	1	2.9%
70%超～80%以下	6	17.6%
60%超～70%以下	6	17.6%
50%超～60%以下	6	17.6%
40%超～50%以下	6	17.6%
30%超～40%以下	2	5.9%
20%超～30%以下	2	5.9%
10%超～20%以下	0	0.0%
0%～10%以下	1	2.9%
合計	34	100.0%





## 2 借入利用者が収入を証明する書類を提出しなかった理由

収入を証明する書類の提出を求められた結果、「提出しなかった」と回答した借入利用者に対し、その理由について調査したところ、「書類を準備するのがわずらわしかったから」(39.5%)が最も高く、次いで「書類を提出しなくなかったから」(28.4%)、「書類を持っていなかったから(紛失を含む)」(21.0%)と続く。

図表4-7 借入利用者(全体)の収入を証明する書類を提出しなかった理由

(n=81)

選択肢	回答数	%
書類を持っていなかったから(紛失を含む)	17	21.0%
書類を準備するのがわずらわしかったから	32	39.5%
書類を提出しなくなかったから	23	28.4%
その他	9	11.1%
合計	81	100.0%



- 書類を持っていなかったから(紛失を含む)
- 書類を準備するのがわずらわしかったから
- 書類を提出しなくなかったから
- その他

### ③ 収入を証明する書類の提出等に対する意見の傾向と具体例

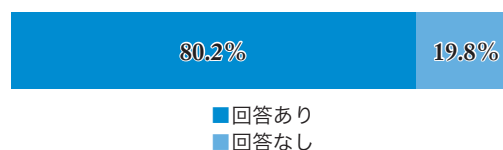
#### ① 収入を証明する書類の提出等への意見

借入利用者の収入を証明する書類の提出等に対する自由意見を分析したところ、「良い」とする意見が52.0%を占めた。また、借入利用者のうち総量規制該当者に限定して分析した結果では、「良い」とする意見が47.2%、総量規制非該当者でも、「良い」とする意見が56.7%との結果となった。

図表4-8 収入を証明する書類の提出等への借入利用者の意見の回答状況

(n=1,000)

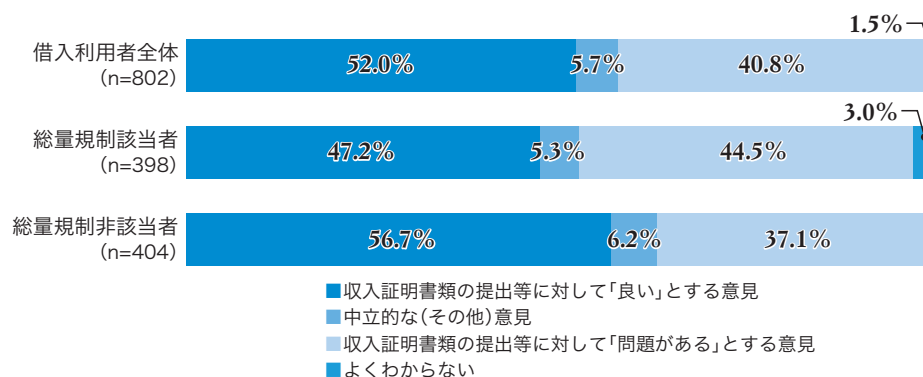
回答の有無	回答数	%
回答あり	802	80.2%
回答なし	198	19.8%
合計	1,000	100.0%



意見の分類	定義
「良い」とする意見	「必要なことである」、「仕方が無い」、「借りすぎ防止が見込める」等、収入証明書類の提出に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な（その他）意見	「よくわからない」等、収入証明書類の提出について、直接的に関係しない意見
「問題がある」とする意見	「提出が面倒である」、「個人情報の流出が心配である」、「急に提出を求められても困る」等、収入証明書類の提出に対して、「問題がある」とする意見

図表4-9 収入を証明する書類の提出等への借入利用者の意見の分類

回答内容	借入利用者		総量規制該当者		総量規制非該当者	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
「良い」とする意見	417	52.0%	188	47.2%	229	56.7%
中立的な（その他）意見	46	5.7%	21	5.3%	25	6.2%
「問題がある」とする意見	327	40.8%	177	44.5%	150	37.1%
よくわからない	12	1.5%	12	3.0%	0	0.0%
合計	802	100.0%	398	100.0%	404	100.0%

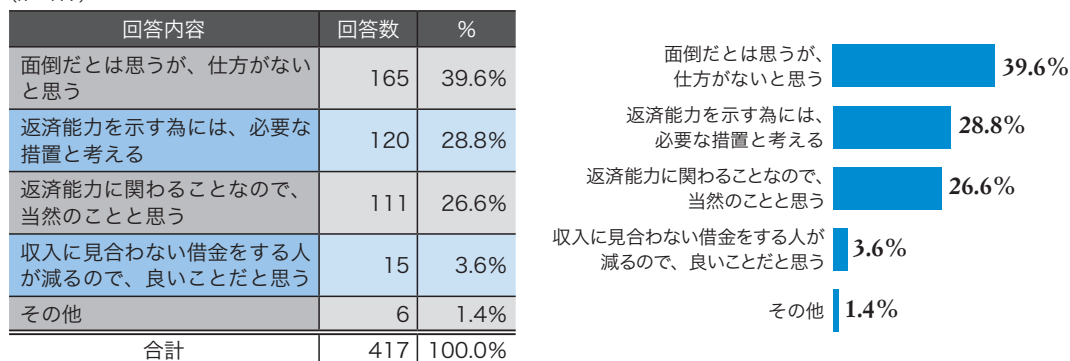


## ②収入を証明する書類の提出等に対して「良い」とする意見の内訳

借入利用者の、収入を証明する書類の提出に対して「良い」とする意見（52.0%）の内容を分析したところ、最も高いのは「面倒だとは思いますが、仕方がないと思う」（39.6%）、次いで「返済能力を示す為には、必要な措置と考える」（28.8%）、「返済能力に関わることなので、当然のことと思う」（26.6%）との結果となった。

図表4-10 収入を証明する書類の提出等に対して「良い」とする借入利用者の意見の内訳

(n=417)

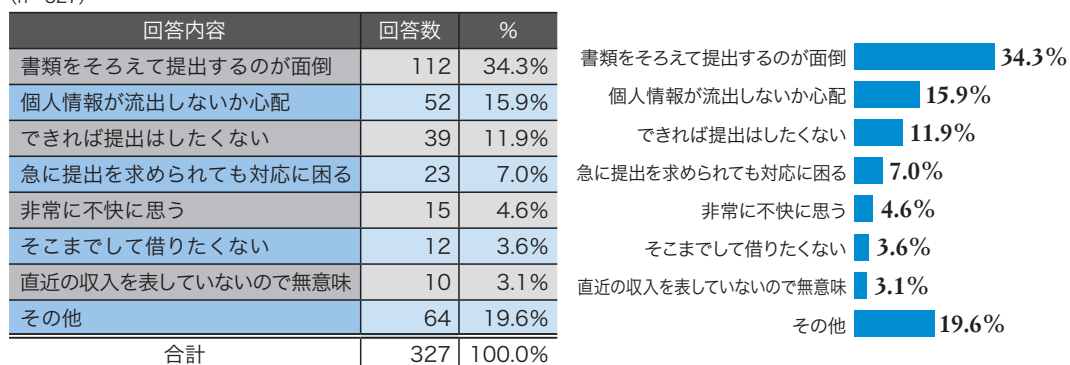


## ③収入を証明する書類の提出等に対して「問題がある」とする意見の内訳

借入利用者の、収入を証明する書類の提出に対して「問題がある」とする意見（40.8%）の内容を分析したところ、「書類をそろえて提出するのが面倒」が34.3%と最も高く、次いで「個人情報が出しなないか心配」（15.9%）となった。また、「できれば提出はしたくない」（11.9%）、「急に提出を求められても対応に困る」（7.0%）といった意見も見られた。

図表4-11 収入を証明する書類の提出等に対して「問題がある」とする借入利用者の意見の内訳

(n=327)



(注1) 1つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。

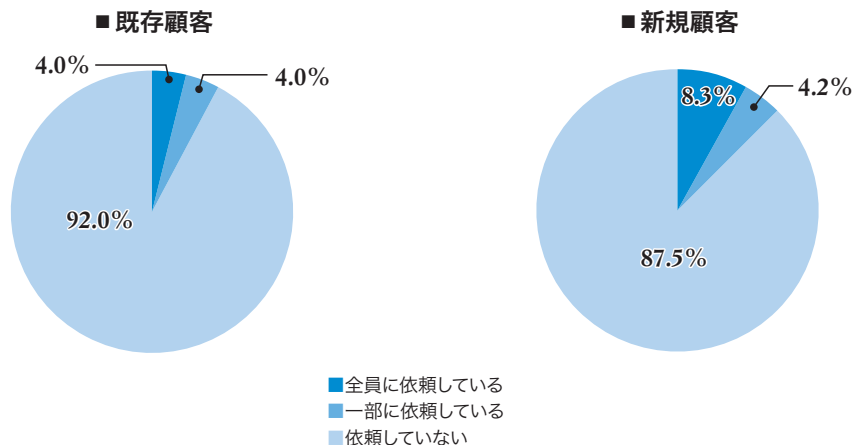
### 3 配偶者の資力調査と同意書等必要書類に関する調査結果

#### 1 専業主婦（主夫）の同意書等必要書類の提出状況

貸金業者に対して、専業主婦（主夫）への貸付けで、総量規制の例外とされるために必要な書類（配偶者の同意等）の提出依頼状況について調査したところ、「全員に依頼している」と「一部に依頼している」あわせて8.0%が既存顧客に対して書類の提出を依頼しており、新規顧客に対しては、「全員に依頼している」と「一部に依頼している」あわせて12.5%が書類の提出を依頼している。

図表4-12 専業主婦（主夫）への同意書等必要書類の提出依頼（既存、新規顧客）

選択肢	既存顧客		新規顧客	
	回答数	%	回答数	%
全員に依頼している	1	4.0%	2	8.3%
一部に依頼している	1	4.0%	1	4.2%
依頼していない	23	92.0%	21	87.5%
合計	25	100.0%	24	100.0%



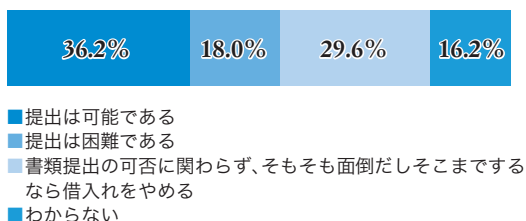
## 2 配偶者の収入証明書類の提出可否

専業主婦（主夫）に対して、借入れを行う際に必要となる配偶者の収入を証明する書類等の提出可否について調査したところ、「提出は可能である」が36.2%と最も高く、次いで「書類提出の可否に関わらず、そもそも面倒だしそこまでするなら借入れをやめる」（29.6%）、「提出は困難である」（18.0%）、「わからない」（16.2%）となった。

図表4-13 専業主婦（主夫）による配偶者の収入証明書類提出可否

(n=500)

選択肢	回答数	%
提出は可能である	181	36.2%
提出は困難である	90	18.0%
書類提出の可否に関わらず、そもそも面倒だしそこまでするなら借入れをやめる	148	29.6%
わからない	81	16.2%
合計	500	100.0%



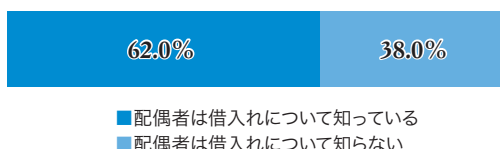
## 3 配偶者の借入れに対する認知度

また、専業主婦（主夫）に対して配偶者が借入れについて知っているかどうかを調査したところ、「配偶者は借入れについて知っている」が62.0%、「配偶者は借入れについて知らない」が38.0%となった。

図表4-14 専業主婦（主夫）の借入事実の配偶者への秘匿性

(n=271)

選択肢	回答数	%
配偶者は借入れについて知っている	168	62.0%
配偶者は借入れについて知らない	103	38.0%
合計	271	100.0%



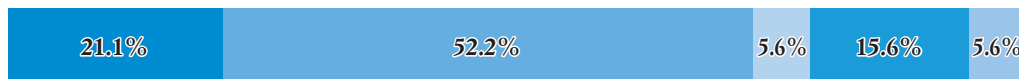
#### 4 配偶者の収入を証明する書類が提出困難な理由

配偶者の収入を証明する書類等の提出は困難であると答えた回答者に対して、その理由を調査したところ、「配偶者に書類提出を相談する（借金を打ち明ける）ことにより、夫婦関係が気まずくなる恐れがあるから」が52.2%と最も高く、次いで「配偶者が現在のあなたの借入に反対しているから（反対しそうだから）」（21.1%）、「あなた自身が配偶者の個人情報（住民票や収入証明書類等）を提出するのに抵抗があるから」（15.6%）との結果となった。

図表4-15 配偶者の収入を証明する書類等が提出困難な理由（最も大きな理由）

(n=90)

選択肢	回答数	%
配偶者が現在のあなたの借入に反対しているから（反対しそうだから）	19	21.1%
配偶者に書類提出を相談する（借金を打ち明ける）ことにより、夫婦関係が気まずくなる恐れがあるから	47	52.2%
配偶者が個人情報（住民票や収入証明書類等）を提出するのを嫌がるから（嫌がりそうだから）	5	5.6%
あなた自身が配偶者の個人情報（住民票や収入証明書類等）を提出するのに抵抗があるから	14	15.6%
その他	5	5.6%
合計	90	100.0%



- 配偶者が現在のあなたの借入に反対しているから（反対しそうだから）
- 配偶者に書類提出を相談する（借金を打ち明ける）ことにより、夫婦関係が気まずくなる恐れがあるから
- 配偶者が個人情報（住民票や収入証明書類等）を提出するのを嫌がるから（嫌がりそうだから）
- あなた自身が配偶者の個人情報（住民票や収入証明書類等）を提出するのに抵抗があるから
- その他

# 4

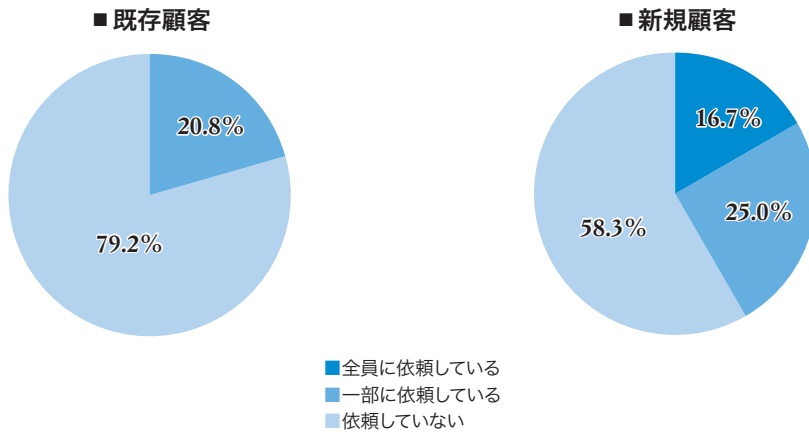
## 個人事業主の総量規制の例外とされるために必要な書類の提出

### 1 貸金業者の個人事業主に対する総量規制の例外とされるために必要な書類の提出依頼状況

貸金業者に対して、個人事業主への貸付けで、総量規制の例外とされるために必要な書類の提出依頼状況について調査したところ、20.8%の貸金業者が既存顧客に対して書類の提出を依頼しており、新規顧客に対しては、「全員に依頼している」と「一部に依頼している」あわせて41.7%となっている。

図表4-16 個人事業主への事業計画書等必要書類の提出依頼（既存、新規顧客）

選択肢	既存顧客		新規顧客	
	回答数	%	回答数	%
全員に依頼している	0	0.0%	4	16.7%
一部に依頼している	5	20.8%	6	25.0%
依頼していない	19	79.2%	14	58.3%
合計	24	100.0%	24	100.0%



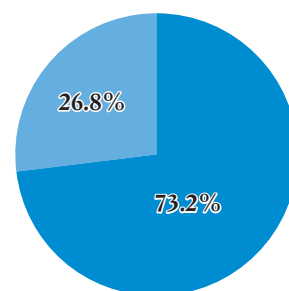
## ② 借入残高のある個人事業主の総量規制の例外とされるために必要な書類の提出可否

現在借入れを行っている個人事業主に対し、総量規制の例外とされるために必要な当該事業の実態が確認できる書類および当該個人顧客の返済能力を超えないと認められる書類の提出可否について調査したところ、当該事業の実態が確認できる書類については、73.2%が「提出は可能である」と回答しているものの、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められる書類では、「提出は可能である」と回答した割合は、49.6%にとどまった。

図表4-17 個人事業主の事業実態がわかる書類の提出可否

(n=500)

選択肢	回答数	%
提出は可能である	366	73.2%
提出はしない（困難である）	134	26.8%
合計	500	100.0%

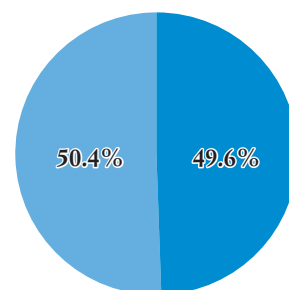


■ 提出は可能である  
■ 提出はしない（困難である）

図表4-18 個人事業主の返済能力の根拠となる書類の提出可否

(n=500)

選択肢	回答数	%
提出は可能である	248	49.6%
提出はしない（困難である）	252	50.4%
合計	500	100.0%



■ 提出は可能である  
■ 提出はしない（困難である）

(注1) 貸金業法改正により、個人事業主が事業資金の借入れを行う場合、収入証明書類の他に借入額に関わらず、事業実態がわかる書類・返済能力の根拠となる書類の提出が義務付けられる。

(注2) 事業実態がわかる書類とは、以下の4つの書類のいずれかを指す。

①決算書 ②青色申告書 ③確定申告書 ④納税証明書

(注3) 返済能力の根拠となる書類とは、以下の内容が含まれた書類を指す。

①事業計画 ②収支計画 ③資金計画



### 3 個人事業主の総量規制の例外とされるために必要な書類の提出が困難な理由

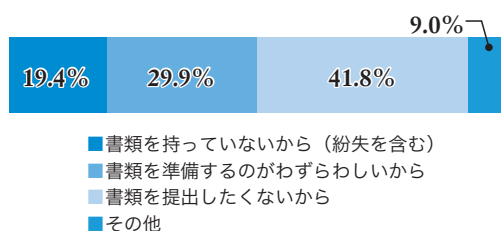
#### ①当該事業の実態がわかる書類の提出が困難な理由

総量規制の例外とされるために必要な書類で、当該事業の実態がわかる書類について「提出はしない（困難である）」と回答した、現在借入れを行っている個人事業主に対しその理由について調査したところ、「書類を提出したくないから」が41.8%と最も高く、次いで「書類を準備するのがわずらわしいから」（29.9%）、「書類を持っていないから（紛失を含む）」（19.4%）となった。

図表4-19 個人事業主の事業実態がわかる書類が提出困難な理由

(n=134)

選択肢	回答数	%
書類を持っていないから（紛失を含む）	26	19.4%
書類を準備するのがわずらわしいから	40	29.9%
書類を提出したくないから	56	41.8%
その他	12	9.0%
合計	134	100.0%



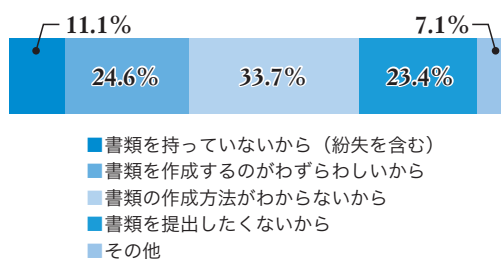
#### ②当該個人顧客の返済能力を超えないと認められる書類の提出が困難な理由

総量規制の例外とされるために必要な書類で、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められる書類について「提出はしない（困難である）」と回答した現在借入れを行っている個人事業主に対しその理由について調査したところ、「書類の作成方法がわからないから」が33.7%と最も高く、次いで「書類を作成するのがわずらわしいから」（24.6%）、「書類を提出したくないから」（23.4%）となった。

図表4-20 個人事業主の返済能力の根拠となる書類提出が困難な理由

(n=252)

選択肢	回答数	%
書類を持っていないから（紛失を含む）	28	11.1%
書類を作成するのがわずらわしいから	62	24.6%
書類の作成方法がわからないから	85	33.7%
書類を提出したくないから	59	23.4%
その他	18	7.1%
合計	252	100.0%



## 5 本章のまとめ

### 1 貸金業者の、収入を証明する書類の提出依頼の有無および取得状況

- 貸金業者の7割が収入を証明する書類の提出依頼<sup>(※1)</sup>を行っているが取得率は5割以下、完全施行時(平成22年6月を想定)でも、7割の貸金業者が40%超～80%程度の見込みとなった。提出していない一部の利用者には限度額の引下げや新たな貸出停止の措置がとられる。
- 消費者向貸付を行っている貸金業者に対し、収入を証明する書類の提出依頼状況について調査したところ、既存顧客に対しては「全員に依頼している」が12.2%、「一部に依頼している」が63.3%と、回答があった貸金業者の75.5%が提出を依頼している。また、新規顧客に対しても「全員に依頼している」が36.2%、「一部に依頼している」が46.8%となり、回答があった貸金業者の83.0%が提出を依頼している。
- 取得が必須となる顧客数に対する取得率について調査したところ、「10%超～20%以下」が22.6%と最も高く、次いで「40%超～50%以下」が19.4%、「0%～10%以下」が16.1%となっており、完全施行時では、7割の貸金業者が40%超～80%以下の取得率と見込んでいる。この結果、収入証明書類を求められる利用者のうち、約4割<sup>(※2)</sup>が完全施行により限度額の引下げや、新たな貸出停止措置の対象となる。
- また、借入利用者に対し、直近1年間で収入を証明する書類提出の要請有無について調査したところ、「書類の提出を

求められたことはない」(57.6%)、「書類の提出を求められたことがある(提出した)」(34.3%)、「書類の提出を求められたことがある(提出しなかった)」(8.1%)となり、書類の提出を求められても提出しないと回答した割合は、19.1%となった。

(※1) 完全施行日以後は、貸金業者は個人である顧客等と貸付けに係る契約を締結しようとする場合であって、次の場合に該当するときは、原則として当該顧客から資力を明らかにする書面等を徴求しなければならない。①貸付けの金額(極度方式基本契約の場合には極度額)が50万円を超える場合、②貸付けの金額(極度方式基本契約の場合には極度額)が既存の貸付けの契約の残高(極度方式基本契約の場合には極度額)と指定信用情報機関から提供を受けた信用情報より判明した他の貸金業者の貸付けの残高と合算して100万円を超える場合。

(※2) アンケートに回答のあった34社の完全施行時の取得率見込みの平均値(59.7%)から求めたもの。

### 2 収入を証明する書類の提出等に対する意見の傾向と具体例

- 借入利用者が収入を証明する書類の提出を求められ提出しなかった理由について調査したところ、「書類を準備するのがわずらわしかったから」が39.5%と最も高く、次いで「書類を提出したくなかったから」が28.4%、「書類を持っていなかったから(紛失を含む)」21.0%となっている。
- 収入を証明する書類の提出に対して、「良い」とする意見52.0%、中立的な(その他)意見5.7%、一方では「問題がある」とする意見が40.8%となった。

- 自由意見を「良い」、「中立的（その他）」、「問題がある」とする意見に分類し、その内容を分析したところ、「良い」とする意見（52.0%）のうち最も高いのは「面倒だとは思いますが、仕方がないと思う」（39.6%）、次いで「返済能力を示す為には、必要な措置と考える」（28.8%）、「返済能力に関わることなので、当然のことと思う」（26.6%）となっている。一方、「問題がある」とする意見（40.8%）では、「書類をそろえて提出するのが面倒」が34.3%と最も高く、次いで「個人情報流出しないか心配」（15.9%）、「できれば提出はしたくない」（11.9%）、「急に提出を求められても対応に困る」（7.0%）となっている。

### 3 配偶者の資力調査と同意書等必要書類の提出可否と借入認知状況

- 現在借入れを行っている専業主婦（主夫）<sup>(※3)</sup>に対して、配偶者の借入れの認知について調査したところ、38.0%が「配偶者は借入れについて知らない」と回答した。
- また、収入のある配偶者の資力調査のための書類および同意取得の提出可否について調査したところ、「提出は可能である」と回答した割合は36.2%にとどまり、「書類提出の可否に関わらず、そもそも面倒だしそこまでするなら借入れをやめる」が29.6%、「提出は困難である」が18.0%といった書類の提出に対して否定的な回答が多い。
- 前述の「提出は困難である」とした理由として、「配偶者に書類提出を相談する（借金を打ち明ける）ことにより、夫婦関係が気まずくなる恐れがあるから」が52.2%と最も高く、次いで「配偶者が

現在のあなたの借入れに反対しているから（反対しそうだから）」が21.1%、「あなた自身が配偶者の個人情報（住民票や収入証明書類等）を提出するのに抵抗があるから」が15.6%と続く。

- (※3) 総量規制により専業主婦（主夫）の借入れは配偶者と合わせた収入の3分の1までとなり、借入れに際しては配偶者の同意、夫婦関係証明書類・配偶者の収入証明書類の提出が必要となる。

### 4 個人事業主の総量規制の例外とされるために必要な書類の提出可否

- 貸金業者に対して、個人事業主に対する貸付けで、総量規制の例外とされるために必要な書類の提出依頼状況について調査したところ、20.8%の貸金業者が既存顧客に対して書類の提出を依頼しており、新規顧客に対しては、「全員に依頼している」と「一部に依頼している」をあわせて41.7%となっている。
- 現在借入れを行っている個人事業主<sup>(※4)</sup>に対し、総量規制の例外とされるために必要な当該事業の実態が確認できる書類<sup>(※5)</sup>および当該個人顧客の返済能力を超えないと認められる書類<sup>(※6)</sup>の提出可否について調査したところ、当該事業の実態が確認できる書類については、73.2%が「提出は可能である」と回答しているものの、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められる書類では、「提出は可能である」と回答した割合は、49.6%にとどまった。

- (※4) 貸金業法改正により、個人事業主が事業資金の借入れを行う場合、収入証明書類の他に借入額に関わらず、事業実態がわかる書類・返済能力の根拠となる書類の提出が義務付けられる。
- (※5) 以下の4つの書類のいずれかを指す。  
①決算書 ②青色申告書  
③確定申告書 ④納税証明書
- (※6) 以下の内容が含まれた書類を指す。  
①事業計画 ②収支計画 ③資金計画

